

# 園芸施設共済の共済掛金標準率の算定方式について

---

平成30年10月  
農林水産省

# 園芸施設共済の共済掛金標準率の算定方式の考え方

平成31年1月1日以後に共済責任期間が開始する園芸施設共済の共済関係から適用する共済掛金標準率は、次により算定する。

○ 共済掛金標準率は、従前の農業災害補償制度における算定方式と同様に、過去一定年間の被害率を基礎として、組合等の積立金の水準に応じた調整を行って算定する。

従前との違いは、共済掛金標準率の設定区分として、新たに、「被覆・未被覆の期間の別」、「小損害不填補の金額の別」が追加されたことである。

# 1 基礎被害率①

## 1 基礎被害率

特定園芸施設及び附帯施設、施設内農作物、撤去費用、復旧費用の別ごと、施設区分ごと、被覆・未被覆の期間ごと、施設内農作物の事故除外の有無ごと及び小損害不填補の金額ごと並びに都道府県の区域(全国連合会にあっては、農林水産大臣が定める区域。農林水産大臣が特定の施設区分につき当該区域を細分した地域を定めたときは、当該地域。以下「料率地域」という。)ごとに、次に掲げる率を各年の基礎被害率とする。

(1) 特定園芸施設及び附帯施設に係る施設区分ごと、被覆・未被覆の期間ごと及び小損害不填補の金額ごと並びに料率地域ごとに、直近20年間における各年の実績金額被害率を基礎とし、必要に応じて修正を行ったもの

(2) 施設内農作物に係る施設区分ごと、事故除外の有無ごと及び小損害不填補の金額ごと並びに料率地域ごとに、直近20年間における各年の実績金額被害率を基礎とし、必要に応じて修正を行ったもの

○ 園芸施設共済の共済掛金標準率は、特定園芸施設及び附帯施設に係る施設区分(さらに施設内農作物、撤去費用及び復旧費用それぞれの選択の有無)<sup>※1</sup>ごと、被覆・未被覆の期間ごと、施設内農作物の事故除外の有無ごと及び小損害不填補の金額ごと並びに料率地域<sup>※2</sup>ごとに設定することから、被害率もこの区分ごとに整理する。

施設区分	・ガラス室Ⅰ類、Ⅱ類 ・プラスチックハウスⅠ類、Ⅱ類、Ⅲ類、Ⅳ類甲、Ⅳ類乙、Ⅴ類、Ⅵ類、Ⅶ類
被覆・未被覆の期間	被覆の期間、未被覆の期間
施設内農作物の事故除外の有無	事故除外あり、事故除外なし
小損害不填補の金額	3万円又は共済価額の5%、10万円、20万円

※1 基礎被害率を算定する段階では、「特定園芸施設及び附帯施設」、「施設内農作物」、「撤去費用」、「復旧費用」の別ごとに整理し、それぞれ選択する組み合わせに応じて、共済掛金標準率を算定できるようにする。

※2 原則として都道府県の区域。都道府県の区域内において被害発生態様が異なる地域がある場合は、当該地域。

# 1 基礎被害率②

(3) 撤去費用に係る施設区分ごと、被覆・未被覆の期間ごと及び小損害不填補の金額ごと並びに料率地域ごとに、直近20年間における各年の実績金額被害率を基礎とし、必要に応じて修正を行ったもの

(4) 復旧費用に係る施設区分ごと、被覆・未被覆の期間ごと及び小損害不填補の金額ごと並びに料率地域ごとに、直近20年間における各年の実績金額被害率を基礎とし、必要に応じて修正を行ったもの

○ 直近20年間として平成9～28年度のデータを用いて、各年の実績金額被害率を次のとおり算定する(今回の改定は、一般改定期に当たらないことから、年度の更新は行わない)。

$$\text{実績金額被害率(\%)} = \text{支払われた共済金} \div \text{共済金額}$$

○ 「必要に応じて修正を行う」とは、引受実績のない区分についても、引受実績のある区分の被害率から換算して、被害率を算定すること等をいう。

## 2 共済掛金標準率の算定基礎率①

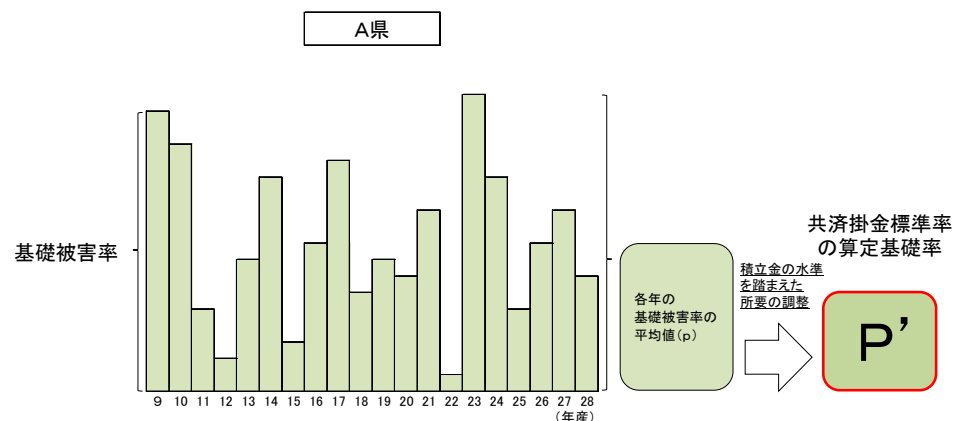
### 2 共済掛金標準率の算定基礎率

特定園芸施設及び附帯施設、施設内農作物、撤去費用、復旧費用の別ごと、施設区分ごと、被覆・未被覆の期間ごと、施設内農作物の事故除外の有無ごと及び小損害不填補の金額ごと並びに料率地域ごとに、次により共済掛金標準率の算定基礎率を定める。

(1) 特定園芸施設及び附帯施設に係る施設区分ごと、被覆・未被覆の期間ごと及び小損害不填補の金額ごと並びに料率地域ごとに、各年の基礎被害率の平均値を算定し、その平均値に対し組合等の園芸施設共済に係る積立金の水準を踏まえた所要の調整を行ったものを特定園芸施設及び附帯施設に係る共済掛金標準率の算定基礎率とする。

(2) 施設内農作物に係る施設区分ごと、事故除外の有無ごと及び小損害不填補の金額ごと並びに料率地域ごとに、各年の基礎被害率の平均値を算定し、その平均値に対し組合等の園芸施設共済に係る積立金の水準を踏まえた所要の調整を行ったものを施設内農作物に係る共済掛金標準率の算定基礎率とする。

○ 各年の基礎被害率の平均値を基礎として、「共済掛金標準率の算定基礎率(P')」を定める。



<積立金の水準を踏まえた所要の調整について>

○ 共済団体に積立金が蓄積されている場合は、農家負担を軽減しつつ、国庫負担の軽減を図るため、共済団体の積立金の水準に応じて、共済掛金率の引下げを行う。

○ 共済団体が支払責任を負う共済金に対応する部分について、引下げを行う。

## 2 共済掛金標準率の算定基礎率②

(3) 撤去費用に係る施設区分ごと、被覆・未被覆の期間ごと及び小損害不填補の金額ごと並びに料率地域ごとに、各年の基礎被害率の平均値を算定し、その平均値に対し組合等の園芸施設共済に係る積立金の水準を踏まえた所要の調整を行ったものを撤去費用に係る共済掛金標準率の算定基礎率とする。

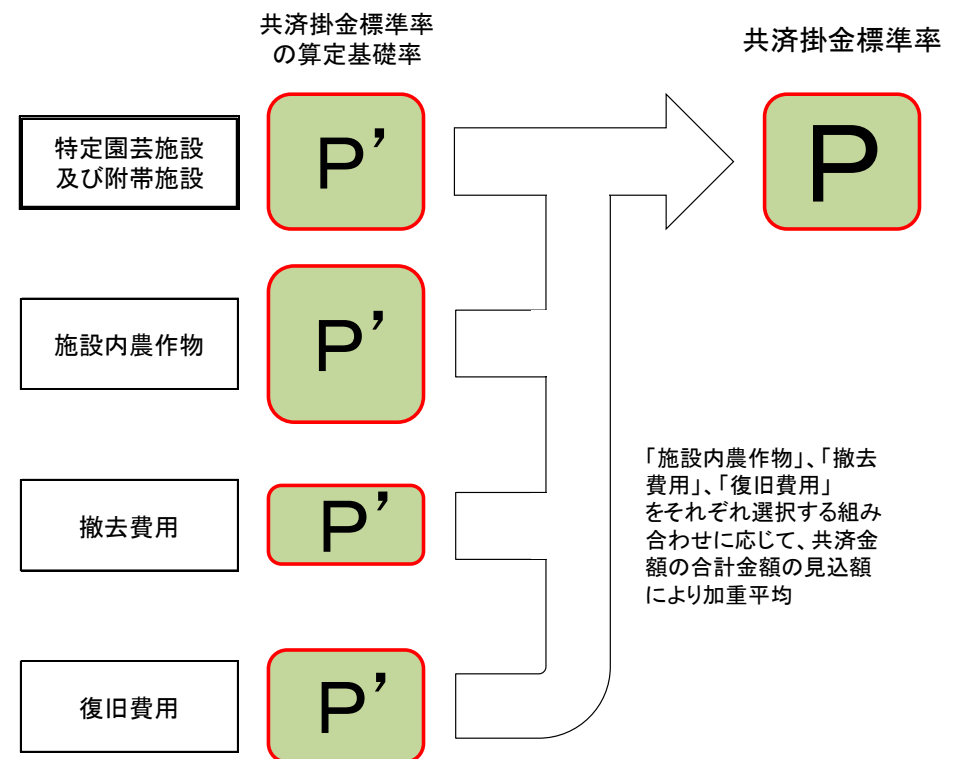
(4) 復旧費用に係る施設区分ごと、被覆・未被覆の期間ごと及び小損害不填補の金額ごと並びに料率地域ごとに、各年の基礎被害率の平均値を算定し、その平均値に対し組合等の園芸施設共済に係る積立金の水準を踏まえた所要の調整を行ったものを復旧費用に係る共済掛金標準率の算定基礎率とする。

### 3 共済掛金標準率

#### 3 共済掛金標準率

施設区分ごと、施設内農作物及び事故除外の有無ごと、撤去費用の有無ごと、復旧費用の有無ごと、被覆・未被覆の期間ごと及び小損害不填補の金額ごと並びに料率地域ごとに、共済掛金標準率の算定基礎率を対応する共済金額の合計金額の見込額により加重平均して得た率を共済掛金標準率とする。

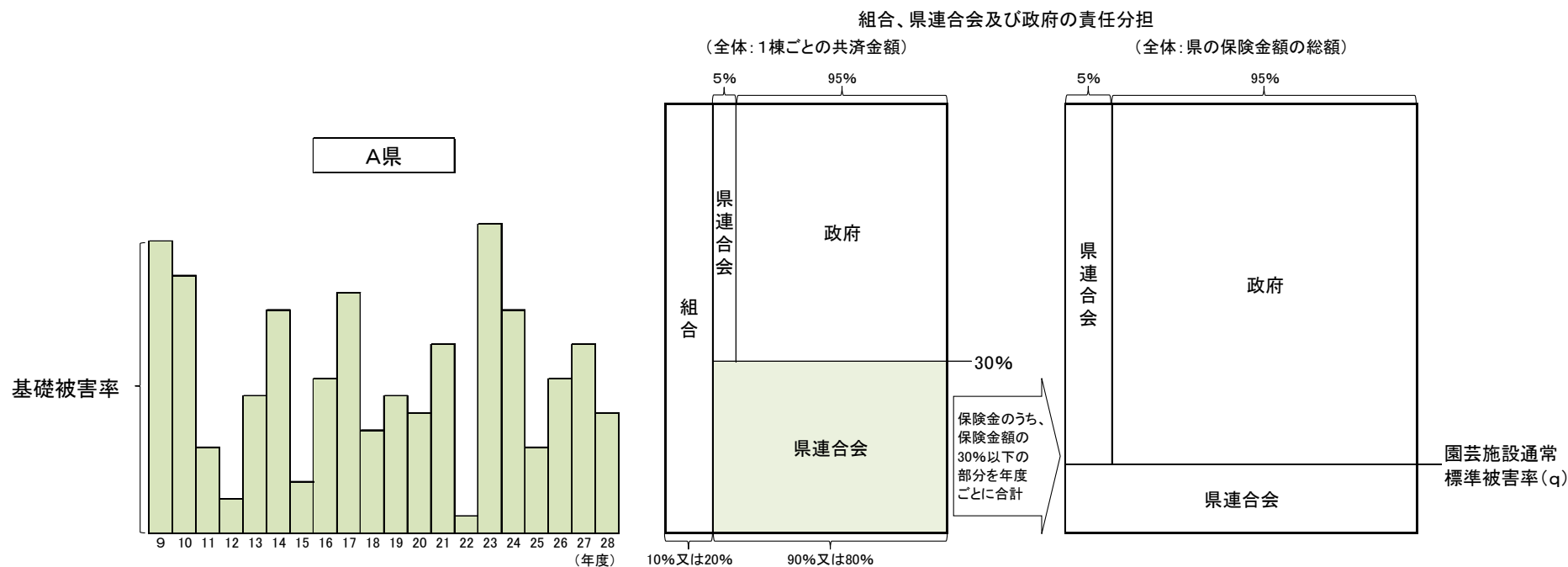
○ 「共済掛金標準率の算定基礎率(P')」を、施設内農作物、撤去費用又は復旧費用の選択に応じて、組み合わせたものが「共済掛金標準率」となる。



# 付録

## 【園芸施設共済の責任分担】

- 1棟ごとの保険金のうち、保険金額の30%超の部分が、再保険金として政府から都道府県連合会に支払われる。
- さらに、1棟ごとの保険金のうち、保険金額の30%以下の部分を年度ごとに合計し、「園芸施設通常標準被害率※」を超える部分が、再保険金として政府から都道府県連合会に支払われる。



※ 保険金額の30%以下の部分の被害率(過去20年間)の平均値を基礎として、園芸施設通常標準被害率を定める。



## 農業共済の共済掛金率の引下げ措置

- 近年、農作物被害が低水準であることから、多くの共済団体に積立金が蓄積されている。
- そこで、平成23年度から、共済団体の保有する積立金の水準に応じて、共済掛金率の引下げを行うことにより、農家負担を軽減しつつ、国庫負担の軽減を図っている。

積立金の水準	引下げ幅
判定水準の5倍以上	4/5カット
判定水準の3～5倍	2/3カット
判定水準の2～3倍	1/2カット
判定水準の1.5～2倍	1/3カット
判定水準の1.25～1.5倍	1/5カット
判定水準の1.25倍未満	カットは行わない

- (注1) 判定水準は、共済団体の最大不足額(共済団体が責任を持って最大限支払わなければならない金額)の6年分に相当する金額である。
- (注2) 判定水準を割り込んでいる場合は、安全率を付加する。
- (注3) 掛金率引下げ後の積立金の水準が判定水準を割り込む場合は、引下げ幅を1段階下げる。

## 共済掛金率の引下げ措置の対象組合等数

積立金の水準 〔判定水準の倍数〕	引下げ幅	園芸施設共済
		対象組合等数
5以上	4/5カット	0
3～5	2/3カット	0
2～3	1/2カット	0
1.5～2	1/3カット	0
1.25～1.5	1/5カット	0
1～1.25	カットは行わない	0
1未満		121
計		121

(備考) 対象組合等数は現時点(10月22日現在)のものであり、平成30年11月(予定)に告示する料率の対象組合等数とは異なる場合がある。

(参考) 園芸施設共済の金額被害率の推移 (全国平均)

(単位：％、億円)

年度	ガラス室		プラスチックハウス								主な被害
	I類	II類	I類	II類	III類	IV類甲	IV類乙	V類	VI類	VII類	
平成 9	0.2	0.2	0.9	3.1	1.5	0.6		0.5	2.2	-	
10	0.7	0.3	1.8	3.7	1.6	1.1		0.6	13.7	-	9月の台風5号・7号により東日本を中心に全国各地で被害が発生。
11	0.1	0.5	1.2	5.5	2.5	0.8		0.4	17.5	-	9月の台風18号により中国・九州地方で被害が発生。
12	0.2	0.2	1.0	2.3	0.8	0.5	0.4	0.3	1.0	-	
13	0.1	0.1	1.3	1.5	0.7	0.5	0.3	0.3	1.1	-	
14	0.3	0.2	0.7	2.9	0.9	0.9	0.3	0.3	4.0	-	
15	0.2	0.1	1.3	2.2	1.0	0.7	0.2	0.2	1.8	-	
16	1.1	0.2	6.4	9.1	4.6	2.3	0.7	1.1	17.8	3.0	8月の台風15号・16号、9月の台風18号により全国各地で被害が発生。観測史上最多の台風上陸。
17	0.2	0.1	1.2	2.1	1.1	0.6	0.4	0.6	2.9	0.9	
18	0.0	0.1	0.6	2.2	1.0	0.7	0.2	0.3	1.3	0.7	
19	0.1	0.1	1.0	1.4	0.9	0.6	0.3	0.3	1.5	2.1	
20	0.0	0.1	0.7	1.3	0.4	0.3	0.3	0.5	0.4	0.8	
21	0.6	0.5	0.5	1.6	0.5	1.5	0.6	0.3	1.3	0.8	
22	0.1	0.4	0.4	2.2	0.5	0.7	0.5	0.2	0.9	4.9	東日本大震災。地震・津波により太平洋側の各地で大きな被害が発生。
23	2.7	0.3	0.6	1.8	0.8	0.8	0.3	0.3	1.9	2.6	9月の台風15号により東日本で被害が発生。24年1～2月の暴風雪により日本海側で被害が発生。
24	0.4	0.1	0.2	2.9	0.6	0.6	0.4	0.5	2.3	1.6	
25	0.1	1.4	0.4	4.6	2.9	2.2	1.9	1.2	3.5	1.7	26年2月の豪雪により関東甲信地方を中心に被害が発生。
26	0.0	0.2	1.9	0.9	0.8	0.6	0.2	0.3	1.2	0.8	
27	0.2	0.1	0.4	1.3	0.8	0.5	0.2	0.3	1.0	1.8	
28	0.1	0.1	0.4	1.4	0.5	0.3	0.1	0.2	0.9	1.3	
平均	0.4	0.3	1.2	2.7	1.2	0.9	0.4	0.4	3.9	1.8	
(参考)28年度 共済金額	3	718	30	1,795	1,580	946	629	261	138	19	

(備考) シャドーは、施設区分ごとに、被害率の高い上位3か年を表す。

(参考)園芸施設共済の共済掛金標準率の算定結果(全国平均)

(単位:%)

	現行 (29年度改定)	改定(案)						現行比		
	特定園芸施設 及び附帯施設	特定園芸施設及び附帯施設						特定園芸施設及び附帯施設		
	小損害不填補の金額	3万円又は 共済価額の1割	3万円又は 共済価額の5%		10万円		20万円		3万円	10万円
被覆・未被覆の期間	—	被覆	未被覆	被覆	未被覆	被覆	未被覆	被覆	被覆	被覆
ガラス室Ⅰ類	0.223	0.223	—	0.150	—	0.115	—	100.0	67.3	51.6
ガラス室Ⅱ類	0.140	0.140	—	0.124	—	0.110	—	100.0	88.6	78.6
プラスチックハウスⅠ類	0.734	0.734	0.009	0.603	0.007	0.484	0.006	100.0	82.2	65.9
プラスチックハウスⅡ類	2.394	2.397	0.029	1.340	0.016	0.742	0.009	100.1	56.0	31.0
プラスチックハウスⅢ類	1.104	1.104	0.013	0.899	0.011	0.715	0.009	100.0	81.4	64.8
プラスチックハウスⅣ類甲	0.768	0.768	0.007	0.643	0.006	0.511	0.005	100.0	83.7	66.5
プラスチックハウスⅣ類乙	0.374	0.374	0.007	0.342	0.006	0.306	0.005	100.0	91.4	81.8
プラスチックハウスⅤ類	0.356	0.356	0.004	0.314	0.004	0.273	0.003	100.0	88.2	76.7
プラスチックハウスⅥ類	3.684	3.694	0.040	1.537	0.019	0.898	0.011	100.3	41.7	24.4
プラスチックハウスⅦ類	1.723	1.724	0.021	1.255	0.015	0.885	0.011	100.1	72.8	51.4